

定期合同点検実施結果(高松第一小学校区)

日 時:平成29年6月5日(月) 午前10時～12時

参加者:学校1、交母3、コミュニティ協議会4、道路管理者(国5、県1、市4)、警察1、市くらし安全安心課1、市教育委員会1

	場 所	交 通 環 境	要 望 点	担当部署	対策・改善計画
1	① 多賀町3-4、5	住宅街から主要道路(片側一車線)に出る車と、歩道走行している自転車との接触事故が多い。	・カーブミラーの設置 ・一時停止規制	市道路管理課 高松北警察署	○カーブミラーの設置は不可 ※建柱位置がない、現状でも視認性がよい。 ○一時停止規制は不可 ※設置基準から不可
2	② 多賀町3-9 多賀町3-10	主要道路から路地に入ると、夕方から夜間にかけて暗く、児童が通ることが危険である。	街灯の増加	市道路管理課 くらし安全安心課	○街灯は設置されており、増設は不可 ※防犯灯の設置については、学校側から該当する自治会に依頼を検討する。
3	③ 松島町2-9-103 磯島歯科前交差点から西方面の道路、花崎交差点までの区間	道幅が狭く、対向車と児童のすれ違う距離が近くて危険である。	歩行者用の白線を引いてほしい	市道路管理課	○道路の北側に外側線を引くことを検討する。
4	④ 松島町3-8-21	カーブになっていて見通しが悪い。	カーブミラーの設置	市道路管理課 高松北警察署	○カーブミラーは、設置基準から不可 ○速度抑止のために減速マークの施行を検討する。 ○速度表示30の塗り直しを検討する。 ○ゴミステーションに使われている場所の移動を要望する。
5	⑤ 福岡町1-9	通学路の陸橋が取り外されることが決定しており、その後の児童の登下校の安全性が不安である。	・その後の安全対策 ・横断歩道等の設置	市道路管理課 高松北警察署	○横断陸橋の撤去はH30年以降となる。 ○小学校の統廃合により現在は通学路ではないので、現在、横断歩道の設置要望はない。
6	⑥ 福岡町4-2-1 佐々木内科前	114銀行松福支店より、横断歩道を北に渡り、東へ歩いている途中、最初の北からの細道から出てくる自転車等が見えづらい。	足型塗装をしてほしい	市道路管理課 くらし安全安心課	○カーブミラー等の設置は不可 ○足型塗装はしない。 ※引き続き、学校において、児童に対する交通安全教育を徹底する。
7	⑦ 福岡町2-10 県立体育館北側の駐車場	歩道側のフェンスが一部変形しており、通学路で使用している児童がけがをする可能性がある。	フェンスの補修	市道路管理課 くらし安全安心課	○フェンスを管理している管理者にフェンス修理の申し入れを行うことを検討する。
8	⑧ 松福町1-1 ダイアパレス前	交通事故が多い。	信号機の設置等	高松北警察署	○信号機設置は、設置基準から不可 ○その他の安全対策についても、道路管理者、警察が行えるハード面の対策は全て行っている。

9	<p>⑨ 福岡町4-28-30 高松内視鏡クリニック前</p>	<p>足型があるが、それにあわせると道路に出すぎて危険である。</p>	<p>足型の位置の再確認</p>	<p>高松土木事務所 くらし安全安心課</p>	<p>○足型塗装はしない。 ※引き続き、学校において、児童に対する交通安全教育を徹底する。</p>
10	<p>⑩ 国道11号高松ミライエ北側の歩道</p>	<p>週末になると、駐車場に入るため、国道11号からの右折車が急激に増えて危険である。</p>	<p>右折できないようにポールの増加</p>	<p>香川河川国道事務所</p>	<p>○ポールの設置は可能であるが、国道側から右折できなくなることについて、地元自治会等の意見集約を経た後、施行を検討する。</p>